

2. 重点整備地区、特定経路：別紙のとおり

3. 整備項目、整備目標時期及び整備主体

(1) 鉄道駅舎等

整備項目	整備目標時期	整備主体			
		公共交通事業者	道路事業者	公安委員会	その他事業者
<b>a 垂直移動施設の整備</b>					
改札内段差解消施設等の設置	○	■			
改札外段差解消施設等の設置	○	■			■(市)
階段手すり等の改良	○	■			
<b>c 誘導案内情報施設の整備</b>					
誘導・警告ブロックの敷設位置等の改良	○	■			
運行情報設備の設置・改良	○	■			
路線図・料金表等の改良	○	■			
主要施設等への案内表示の設置・改良	○	■			
<b>d 旅客施設の個別設備</b>					
転落時の緊急押しボタン、待避場所の設置	●	■			
拡幅改札口の設置等	○	■			
<b>e 設備・施設の改良</b>					
券売機の点字表示、車いす対応、IC化への対応	○	■			
トイレの改良	○	■			
障害者用トイレの設置 (オストメイト仕様などの多機能化)	○	■			

(3) 道路等

整備項目	整備目標時期	整備主体			
		公共交通事業者	道路事業者	公安委員会	その他事業者
<b>a 既設道路の改良</b>					
段差の改善	●		■		
舗装面の改善	○		■		
横断勾配の改善	○		■		
街灯の整備	○		(■)		■(施)
道路照明灯の整備	○		■		
<b>b 誘導・警告ブロックの敷設・改良</b>					
	●		■		
<b>c 既設歩道等の改良(有効幅員の確保)</b>					
電柱・柵・車止め等の移設・集約による有効幅員の拡大	○		■		■(公)
<b>d 障害物等の撤去・規制</b>					
不法駐輪車両の撤去・規制 注1)	●		■	(■)	(■)(商)
不法駐車車両の撤去・規制	●		(■)	■	(■)(商)
商品・看板等のはみ出しに対する指導及び撤去 注1)	●		■	(■)	(■)(商)

注1) 指導及び撤去については、継続的な施策であり、改善等も検討しながら推進を図っていく。

(4) 信号・交差点、交通規制

整備項目	整備目標時期	整備主体			
		公共交通事業者	道路事業者	公安委員会	その他事業者
<b>a 既設信号の改良</b>					
歩行者青時間の延長等の改良	●			■	
音響信号等の設置・改良	●			■	
視覚障害者用道路横断帯の設置 注2)	○		■	■	
<b>b 信号の新設</b>					
	○			■	

注2) 設置に際しては、有効性・安全性等の検討を踏まえ、事業者間で協議・調整を図る。

<凡 例>

整備目標時期

- : 今後5年間程度で対応
- : 今後10年間程度で対応

整備主体

- : 主な整備主体
- (■) : 連携が必要となる  
主な事業者

その他事業者

- (市) : 堺市等
- (施) : 施設管理者
- (商) : 事業者等
- (公) : 公益事業者